

特記仕様書（地質調査業務）

本業務委託は、「測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）」（以下、「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、地すべりの活動状況および市道への地すべり活動の拡大兆候の有無等を把握する目的で、地盤傾斜計観測を行うものである。

2. 業務内容

委託番号：令 8 現建道整委第 1 号

業 務 名：市道自然公園コスモス線法面等変動観測業務委託

履行期間：2 3 0 日間

履行地点：魚沼市 山口 地内

3. 業務項目

- ①地盤傾斜計設置・撤去 3 基 ※1
- ②半自動観測データ集積 14 箇所/回（7 カ月×2 箇所） ※2
- ③半自動観測保守・点検 3 箇所/回
- ④半自動観測資料整理 21 箇所/回（7 か月×3 箇所）

※1：別紙機器設置箇所図参照 法面上部に 2 基、法面下部に 1 基

※2：別紙機器設置箇所図参照 観測局①、②

4. 留意事項

一括再委託等の禁止（委託契約条項第 3 条）

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

業務実績情報システム（テクリス）

契約金額が 100 万円以上の業務は、業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了の業務実績情報を作成し、監督員の確認を受けたうえで契約締結後の 15 日以内に登録を行うこと。

5. 照査の実施

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。照査技術者は、照査

計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

6. 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

8. 業務内容の変更（委託契約条項第 9 条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。次の各号に掲げる場合において、業務等委託契約の変更を行うものとする。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

9. 秘密の保持（委託契約条項第 19 条）

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

10. 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。